

・利用料（1日あたり）法定代理受領（負担割合1割分）

（令和1年10月1日現在）

要介護区分（介護予防）	介護老人保健施設入所利用時負担額		短期入所療養介護利用時負担額（介護予防）		通所リハビリテーション	
	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	利用時負担額	（介護予防）
（要支援1）			（580円）	（613円）	6時間～7時間	2時間～3時間
（要支援2）			（721円）	（768円）		
要介護度1	701円	775円	755円	829円	670円	345円
要介護度2	746円	823円	801円	877円	801円	400円
要介護度3	808円	884円	862円	938円	929円	457円
要介護度4	860円	935円	914円	989円	1,081円	513円
要介護度5	911円	989円	965円	1,042円	1,231円	569円
外泊時費用（6日限度）	362円	362円				
その他の加算料等 （1割負担分）	加算項目		加算項目		加算項目	
	利用者負担額		利用者負担額		利用者負担額	
	栄養マネジメント加算	14円	療養食加算	8円/回	通所リハ提供体制加算4	24円
	初期加算	30円	送迎加算（片道）	184円	入浴介助加算	50円
	療養食加算	6円/回	個別リハビリテーション実施加算	240円	通所リハマネジメント加算Ⅰ	330円/月
	外泊時在宅サービス利用	800円	緊急時療養加算	518円	通所リハ短期集中個別リハ加算	110円
	経口維持加算Ⅰ	400円	緊急短期受入	90円	認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240円
	経口維持加算Ⅱ	100円	重度療養加算Ⅰ	120円	重度療養管理（要介護3以上）	100円
	短期集中リハビリテーション実施加算	240円	重度療養加算Ⅱ	60円	サービス提供体制強化（Ⅰ2）	12円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	認知症ケア加算	76円	介護職員処遇改善（Ⅱ）/月	所定単位数の34/1000
	緊急時施設治療費Ⅰ	518円	サービス提供体制強化（Ⅰ2）	12円	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の17/1000
	入所前後訪問指導加算Ⅰ2	450円	夜間職員配置加算	24円	中重度者ケア体制加算	20円
	入所前後訪問指導加算Ⅱ2	480円	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×29/1000	社会参加支援加算	12円
	排泄支援加算	100円/回	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	34円/日		
	褥瘡ケアマネジメント	10円/月				
	退所時情報提供	500円				
	退所前連携	500円				
	試行的退所時指導	400円				
	口腔衛生管理体制/月	30円				
	口腔衛生管理/月	90円				
	所定疾患施設療養費Ⅰ	239円				
	所定疾患施設療養費Ⅱ	480円				
	地域連携診療計画書情報提供	300円				
	ターミナルケア加算11	160円				
	ターミナルケア加算21	820円				
	ターミナルケア加算31	1,650円				
	サービス提供体制強化（Ⅰ2）	12円				
	夜間職員配置加算	24円				
	介護職員処遇改善（Ⅱ）/月	所定単位数×29/1000				
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×17/1000				

【食事代】	
朝食代	333円
昼食代	555円
夕食代	504円

【通所リハビリテーション食事代】	
昼食代	555円
夕食代	504円

（注1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき設定するものです。
（注2）北九州市の場合、厚生大臣の定める介護報酬一単位あたりの単価は、全国的にみた地域格差の反映として7級地扱いとなるため、実際には、施設入所サービス及び短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護は負担額に1,000分の1,014を乗じた額となり、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは負担額に1,000分の1,017を乗じた額となります。

※入所利用料に関しては別紙参照

【食費】介護老人保健施設入所及び（介護予防）短期入所療養介護利用時の自己負担

認定区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
利用者負担額	300円	390円	650円	1,392円

（注3）食費は、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、認定証の記載金額が1日あたりの金額となります
介護老人保健施設入所利用時における食費については、1食しか利用しなかった場合でも日額でのお支払いとなります
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護利用時における食費は、1食毎に設定した料金の合計となり、内訳は上記のとおりです
介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、ご利用された食事の合計金額が、認定証に記載された金額を超えても認定証の記載金額を、認定証に記載された金額を超えなければ、ご利用された食費分のお支払いとなります

【居住費（滞在費）】（介護老人保健施設入所及び短期入所療養介護利用時の居住費）

認定区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
従来型個室	490円	490円	1,310円	1,668円
多床室	0	370円	370円	377円

（注4）負担限度額認定証を必ずご提示ください
（注5）居住費は、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、認定証の記載金額が1日あたりの金額となります

・その他費用 法定代受領分以外

その他の費用項目		介護老人保健施設入所	短期入所療養介護	通所リハビリテーション
費用項目	補足事項			
理美容代	業者委託によるカット、顔剃り、パーマ、白髪染め等	実費	実費	実費（サービス提供時間外利用時）
日常生活品費	入浴や口腔ケア用品、タオル、おしぼり、化粧品等	300円/日	300円/日	—
趣味のクラブ活動費	趣味やクラブ活動で個人で購入する材料費等	実費	実費	実費
健康管理費	インフルエンザ予防接種費用	実費	実費	—
私物洗濯代	業者委託による洗濯。ネット（袋）による集配	500円/ネット	500円/ネット	—
テレビレンタル代	視聴は別途申込書が必要です	100円/日	100円/日	—
イヤホン代	テレビ視聴用（ヘッドホン等持込み可）	250円/個	250円/個	—
電気代（持込み家電）	1コンセントにつき	50円/日	50円/日	—
利用者が選定する特別な食事	イベント食、選択メニュー、栄養補助食品、特別なおやつ等	実費	実費	実費
行事費	バスハイク等の交通費、入場料、食事代（外食時）等	実費	実費	実費
文書費	簡単な証明書、医証等（1証明につき）	500円	—	—
診断書	保険会社等への特別な診断書は医師会規定に準じます	規定額	—	—
事務管理費	預金通帳の管理、小遣いの入金管理等（要契約）	1,500円/月額	—	—
紙オムツ代	通所利用時のみ（入所、短期入所は不要です）	—	—	実費（原則持参）
基本時間外施設利用料	通所利用時の延長料金	—	—	実費 500円/30分

（注6）料金を掲示したものに以外に、ご利用者からの依頼により購入した身の回り品や理美容代等業者委託により発生した費用については実費を徴収いたします
（注7）実費精算時には、実際に要した費用の領収書等内容を明記した書類を添付いたしますのでご確認のうえ、お支払ください
（注8）利用料その他費用につきましては、月末締めで翌月10日までに請求書を発行いたします。事務室受付にてお支払ください